

第45号議案

豊川市個人情報保護条例及び豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

豊川市個人情報保護条例及び豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月8日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市個人情報保護条例及び豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(豊川市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 豊川市個人情報保護条例(平成16年豊川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保有個人情報の提供先への通知) 第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、 <u>内閣総理大臣</u> 及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	(保有個人情報の提供先への通知) 第34条 実施機関は、第31条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、 <u>総務大臣</u> 及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年豊川市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 （略）

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。